12 月定例県議会を終えて

ガザ人道的休戦求める決議、政治資金疑惑の徹底解明求める意見書を採択 賃上げ支援、物価高騰対策の継続・拡充に 59 億円

2023 年 12 月 12 日 日本共産党岩手県議団 斉藤 信 高田一郎

はじめに

12月定例県議会は11月28日から12月12日まで開催されました。開会日に「パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な人道的休戦を求める決議」を全会一致で採択しました。これは日本共産党が提案者となった決議案が会派共同提案となったものです。最終日には、「政治資金規正法違反疑惑の徹底解明を求める意見書」が採択されました。希望いわてが提案者となり日本共産党も賛同者となった意見書案が、会派共同提案となり全会一致で採択されました。どちらも全国都道府県議会では初となるものです。

12 月 6 日の本会議で、高田一郎県議が一般質問に立ち、①物価高騰対策、②中小企業の賃上げ支援、③子育て支援と介護・国保問題、④気候危機打開、⑤食料自給率向上、⑥県立大船渡病院看護科における超過勤務激減問題、⑦ガザ地区における人道的危機への対応について質問しました。斉藤信県議が、県立大船渡病院問題で関連質問を行いました。

福祉灯油助成を1世帯7000円に引き上げて補助する生活困窮者に対する支援(3.4億円)と県人事委員会勧告に基づく給与改定など、総額23.4億円余の補正予算(第4号)に対する質疑を斉藤信県議が行いました。

最終日に、中小企業の賃上げ支援(21億円)など59億円余の物価高騰対策と国土強靭化など国の経済対策に呼応する総額422億円余の補正予算(第5号)が提案され、斉藤信県議が議案に対する質疑を行いました。補正予算は全会一致で採択されました。

県民・各団体から提出された請願は、「2024年診療報酬・介護報酬を引き上げ、ケア労働者の賃上げ・人員配置増を求める請願」(自民・公明が反対)、「ライドシェアの導入に反対する請願」(いわて県民クラブが反対)、「私学助成の充実強化等に関する請願」2件、「産後ケア事業のさらなる充実・強化を求める請願」等8件の請願すべてが採択されました。

1、福祉灯油助成の拡充、賃上げ支援など物価高騰対策の継続・拡充が実現

1) 補正予算(第4号)では、生活困窮者に対する福祉灯油助成が、1世帯7000円に引き上げ。4億円が予算化されました(97623世帯が対象)。補正予算(第5号)では、新規事業として、賃上げした中小企業への支援費として21億円を予算化(時給50円以上引き上げた事業所、一人5万円、上限100万円補助)、全国で最も充実した施策です。LPガス価格高騰対策8.7億円(1世帯定額2000円)、バス・タクシー・貸し切りバス・トラック対策交付金5.3億円、医療・福祉施設等物価高騰対策支援金9.8億円(光熱費に加え食材料費のかかりまし経費を支援)、配合飼料価格安定緊

急対策費補助 13.5 億円等、59 億円の対策となりました。全体として積極的な内容ですが、中小企業等事業継続緊急支援金事業が 1 万件近くの申請となるなど積極的に活用されてきたものの、限られた財源の中で継続されなかったことは課題です。2 月補正予算に向けて検討するよう求めました。

- 2) ツキノワグマ被害防止対策事業費(1 頭 8000 円の報償費)に 600 万円、アルプス処理水の海洋放 出による影響を緩和するために、県産水産物の需要喚起、消費拡大に 1000 万円が予算化されまし た。
- 3) 県人事委員会の勧告に基づく県職員の給与改定は、月額給与で1.1%の賃上げ、期末勤勉手当で0.1 か月分の一時金の引き上げとなりました。高卒、大卒の初任給を8%、6%引き上げるために中高年層はほんのわずかな引き上げにとどまりました。会計年度任用職員については、初めて4月にさかのぼっての給与改定・賃上げとなり、来年度からは勤勉手当も支給されることになりました。物価上昇に見合わない不十分なものですが基本的に引き上げるものであり賛成しました。

知事・副知事・議員の特別職の報酬引き上げは見送られましたが、一時金は 0.1 か月の引き上げとなり、特別職の報酬引き上げに反対しました。

2、子育て支援策と介護・国保の課題について

- 1) 学校給食費の無償化について、県内 10 市町村で実施されており、都道府県レベルでは、千葉県が今年度から第3子以降の無償化を実施、沖縄県は25年度から第3子以降の無償化を実施し、26年度から完全無償化を検討しています。県として第3子以降の無償化を検討すべきと提言しました。県教育長は、全額無償化には約42億円、第3子以降の無償化の場合は約8.3億円かかる見込みと答弁実施には継続的、安定的な一般財源の確保が必要となると答えました。
 - 学校給食が未実施となっている県立一関一高附属中学校とデリバリー給食となっている県立一関 清明支援学校の完全給食の実施を求めました。
- 2) 第2子以降・3歳未満児の保育料の無償化と在宅育児支援の取り組みは全国では本県のみの取り組みです。保育料の無償化は全市町村で、在宅育児支援は 26 市町村で取り組まれています。さらに第1子からの保育料の無償化の実施を求めました。知事は、第1子からの無償化を実施する場合、県で5.8億円、市町村で9.1億円のさらなる財政負担が生じるとして、市町村の意向を十分にうかがう必要があると答えました。
- 3) 特養ホーム待機者の解消と年金でも入れる特養ホームの整備について質しました。今年4月1日 現在の早急に入所すべき待機者は722人となっていますが、今年度末までに整備されるのは319床 の見込みにとどまっています。不十分な整備計画がさらに下方修正されているのが実態です。背景 には介護職員の確保、借金して開設しても元が取れない深刻な状況があります。 来年度からの介護保険の大改要一利用料の倍加・2割負担の拡大。要介護1・2の給付外しをゆるさ
 - 来年度からの介護保険の大改悪—利用料の倍加・2割負担の拡大、要介護 $1\cdot 2$ の給付外しをゆるさず、国庫負担を 25% から 50% に引き上げ介護労働者の待遇改善を図るよう求めました。
- 4) 高すぎる国保税の問題では、盛岡市の場合、協会けんぽの保険料と 2 倍の開きがあり、協会けんぽ 並みに国保税を引き下げる公費負担が必要と提起。国保の構造的問題の解決なしに県内で統一保険 料を強行すれば、国保税の引き上げとなってしまうと厳しく指摘しました。子どもの国保均等割り の免除を実施すべきと提起しました。

3、大船渡病院における超過勤務手当激減問題を再び質す

1) 9 月県議会に続いて、現地調査を踏まえて大船渡病院の看護師の超過勤務手当が今年 4 月以降に激減している問題を取り上げました。4 月から 10 月までの超過勤務手当の支給は、昨年度は月一人当たり 11.3 時間でしたが、今年度は 3.1 時間に激減しています。「超過勤務の申請が認められない」「怖くて申請できない」などの看護師のリアルな実態を指摘し改善を求めました。

しかし、医療局長は、「患者が減少していることが業務負担が減る要因の一つ」と居直りの答弁でした。大船渡病院では、10月に、超過勤務の申請ができなかった 4~9月分について、看護科を通さずに事務局に直接申請するよう通知しました。11月17日までの申請は、300人の看護師のうち60人から1281時間の申請があったことが明らかになりました。

斉藤県議は関連質問で、「問題の本質は、新しい総看護師長が赴任した直後から、超過勤務手当の申請が認められず、超過勤務手当の支給が激減したことだ」と指摘。9月議会で取り上げたにもかかわらず、現場では全く改善されていないと厳しく指摘しました。病院当局が看護科を通さずに事務局に直接申請できなかった超過勤務の申請を行うよう通知したことは、超過勤務の申請ができない状況を自ら認めたものです。同時に、300人の看護師のうち60人しか申請しなかったことは、「怖いから申請できない」という深刻なパワハラの実態を示すものだと指摘しました。また、始業時間、終業時間の打刻が半ば強制され、打刻してから勤務している実態も明らかにして、労基法に違反する実態の把握と改善を求めました。

達増知事は、「職員の働き方については、法令が守られなければならないのは言うまでもないこと」「病院など組織の運営に当たっては、職員間の意思疎通が十分に図られ、職員が意欲を持って取り組んでいく環境を整えていくことが必要であり、大船渡病院においても、議員ご指摘の内容を踏まえながら、こうした職場環境を整え、地域において必要とされる医療が持続的に提供されるよう医療局において取り組みが進められることを望みます」と答弁しました。

斉藤県議は、「たった一人のために、どれだけの人間の気持ち、人生を犠牲にすればよいのでしょうか」「たった一人に地域の大事な病院を内部から破壊され、多くのスタッフの気力がそがれ、徐々に仲間を失っていくのは本当につらいことです」との看護師の声を紹介し、総看護師長の人事異動を求めました。

4、気候危機打開・脱炭素に向けた県の取り組みについて

- 1) 温室効果ガス 57%の削減目標を掲げた県の取り組みを進めるために、第一に、9 市町村にとどまっている市町村の地球温暖化対策実行計画の策定について質しました。削減目標を決めているのは7 市町です。現時点で今年度中に新たに9 市町、来年度中に6 市町が策定予定となっており、合計で22 市町村になると答えました。
- 2) 脱炭素に向けた県の取り組みについては、県の事務事業では 60%の削減目標を掲げており、「県有施設の脱炭素化に向けた基本方針」の工程表を今年度中に策定するとしています。

排出量の多い 200 事業所に対し「地球温暖化対策計画書」の提出を義務化していますが、その実績と効果について質しました。脱炭素経営カルテの一部については今月中にウェブサイトで公表する予定だと答えました。家庭部門の省エネ、運輸部門での省エネの取り組みも質しました。

5、インフルエンザの感染状況、不登校対策、教員の不祥事、教育振興計画について

- 1) インフルエンザの感染状況は、12月4日の公表資料では、学校等閉鎖が9月1件、10月2件、11月16件、12月1件、学年閉鎖は、9月3件、10月14件、11月98件、12月13件、学級閉鎖は、9月1件、10月15件、11月112件、12月14件となっており、11月以降急速に警報基準(1医療機関当たり30.0超)を超える感染が拡大しています。感染状況について正確な情報発信を強化し、感染状況に応じた感染対策を徹底するよう求めました。スクールサポートスタッフの配置は今年度わずかに7人となっており、配置の増員を求めました。国の負担割合が3分の1になっていることがネックになっていることが背景にあります。
- 2) 小中高で 2588 人となっている不登校対策について、不登校のまま中学校を卒業した生徒の進路、 高校での不登校の実態と中退後の進路について質問しましたが、実態を把握していないということ でした。「今後の中学校・高校の進路の実態の把握の在り方について考えているところ」との答弁に とどまりました。「不登校の子供たち一人一人を絶対に取り残さない」の立場で取り組むことを求め ました。
- 3) 体罰・セクハラ・不適切な言動等の懲戒処分が今年度 17 件中 5 件となっていることについて、文教委員会で「令和 4 年度児童生徒の問題行動・不登校等調査結果」が報告され質疑しました。いじめ重大事態は 15 件ありました。不祥事が後を絶たない原因と対策について質しました。一番の問題は、子どもが主人公になっていない、子どもの人権が最大限尊重されていないことにあると指摘しました。
- 4) 新しい校舎の整備について、脱炭素化の取り組みを進めるよう求めました。宮古商工と宮古水産高校の一体的整備では、断念熱化でフソウガラス、高効率冷暖房、LED照明、太陽光発電設備等を設置する予定で検討を進めている。二戸地区の特別支援学校の整備についても、ZEB ready をめざして設計を進めていると答弁しました。
- 5) 県の教育振興計画(素案)について、岩手の教育の哲学・理念が見えない問題を指摘しました。いじめ・不登校問題では、「ICT の活用等による相談体制の一層の充実や、関係機関と連携した教育機会の確保に取り組む必要がある」としていることは問題の矮小化ではないか。不登校の増加は学校教育が抱える重大な問題であること。学校が子どもたちのストレスを強めている問題の受け止めと打開の方向こそ示すべきと指摘しました。

「自分らしい生き方の実現に向けて」というサブタイトルについて、教育の目的である「人格の完成」をめざすことの整合性と「自分らしい生き方」という曖昧性を指摘しました。

随所に「予測困難で変化の激しい社会」という表現が使われていることについて、科学的根拠のない、不安をあおるものとなっているのではないか。現実を正しく分析すれば解決の方向性は見いだせるのが科学的立場ではないかと指摘しました。

「子どもの読書状況調査結果」では、小学校 5 年生で月 17.2 冊が中学校になると 5 冊、高校では 2.2 冊となっている要因と解決の方向性について質しました。

主権者教育、部活動の地域移行の課題、教員の人材確保、育成、資質の向上と多忙化の解消の課題についても質しました。

6、食料自給率向上の課題について

- 1) 食料自給率が低下していることについて、知事の認識を質しました。知事は、「昨今の国際情勢の変化により、食料の安定的な輸入に懸念が生じる中、良質な食料の安定供給を確保することは、国の基本的責務であり、我が国の食料自給率を高めていくように努めていくことが重要」「全国知事会の農林商工常任委員長として、国に対し、食料や生産資材の過度な輸入依存から国内生産への転換等の食料の安定供給の確保などについて提言した」と答えました。
- 2) 農業就業人口が、県内で20年間で12万人から4万人に減少している中で、担い手の確保について、新規就農者290人の目標の引き上げ、農業にかかわる多様な人を担い手と位置付けること。最大の課題として価格保証、所得補償で成り立つ農業とすることを提起しました。 有機農業の拡大については、千葉県いすみ市で有機農産物を再生産できる価格で市が買い上げ、学校給食に提供している例を示し、県としての取り組みを進めるよう質しました。

7、東日本大震災津波からの復興の課題について

- 1)被災者の生活再建を支援する「いわて被災者支援センター」の取り組みについて、昨年度は弁護士による法律相談を含め相談対応件数が 2664 回と倍増し、被災者支援担当者研修会も開催するなど重要な役割を果たしています。今年度も 10 月末現在で相談対応件数は 1571 件、被災者支援担当者研修会も 2 回開催しています。これまでに 495 人から相談を受け、継続した支援が必要な 339 人の個別支援計画を作成し、これまでに 215 人の支援が終了、124 人の支援を継続しています。センターの体制を現在の 4 人から抜本的に強化するよう求めました。
- 2) 災害公営住宅のコミュニティーの確立の課題と支援について、コミュニティーの拠点となる集会所の活用状況は、29 団地のうち月あたり 0 回が 2 団地、1 回が 11 団地、2 回が 7 団地で 20 団地となっています。生活支援相談員が配置されている 4 団地では積極的に活用されており、大きな格差が出ています。50 戸以上の災害公営住宅の集会所に生活支援相談員を配置してコミュニティーの確立を図るよう保健福祉部と連携して取り組むよう求めました。
- 3) 原発汚染水による被害・損害の状況と対応について取り上げました。水産加工関係団体からの聞き取りでは、「イナダやスケソウダラ、イクラ等の輸出が困難になっているほか、スルメイカ、ホタテ、サケ等の取引がキャンセルになっているなどの影響が生じている」、また、「アワビの 10 kg当たりの事前入札価格は、10 月漁獲分が 97000 円と前年比約 3 割低下、11 月漁獲分が 76000 円と前年比約 4 割低下している」、「県内の一部の水産加工業者については、東京電力との賠償に向けた交渉を行っていると把握している」。「アワビの事前入札価格の低下に伴う損害についても、県漁連が東京電力と賠償に向けて交渉を行っていると把握している」と答えました。

8、上司のパワハラによる警察官の自殺に関する損害賠償について

1) 上司の警察官からパワハラを受け、精神疾患を発症し所内で自殺した若い警察官に対し、損害賠償として8310万6200円を支払うという議案が出され質疑しました。この事件は2019年1月18日に発生した事件です。直後の3月8日の2月議会予算特別委員会警察本部審査で取り上げました。若い警察官が所内で自殺した事件について、抗議の自殺ではなかったか、パワハラ等がなかったかどうか質しましたが、「原因、動機を含め現在詳細を調査中」という答弁でした。同年3月25日に

は、県警本部は上司の元巡査部長をパワハラ行為で本部長注意処分としました。元巡査部長はその後辞職しています。懲戒処分にもならない本部長注意の処分は軽すぎたのではないかと質しました。12月24日には、元巡査部長を暴行罪で略式起訴、罰金20万円の略式命令となっています。両親の訴えにより、翌年2020年12月24日には、公務災害が認定され、損害賠償請求がなされたことから、今回の和解と損害賠償の支払いとなったものです。

2) 元巡査部長のパワハラを認知したものの本部長注意で処分にならない処分をし、退職金を支払った ことは問題です。パワハラに対する県警本部の処分の甘さ、これまでの対応の問題を厳しく指摘し ました。

9、指定管理者制度の検証と見直し求める、全職員が非正規の産業文化センターの指定管理には反対

1) 7 件の指定管理者の指定に関することに関し議決を求める議案が出されました。指定管理者制度の最大の問題点は、職員が非正規で低賃金だということです。

県民活動交流センター、県立視聴覚障がい者情報センター、県立図書館とアイーナの施設の維持管理業務は"結グループ"が指定管理者となっていますが、正規職員は32人、非正規職員は47人となっています。非正規職員の時給は997円と最低賃金レベルです。産業文化センターの場合は、7人全員が非正規職員となっています。県営住宅の指定管理は県建築住宅センターですが、正規は23人、非正規9人、非正規の時給は1308円です。県立図書館運営業務は正規24人、非正規21人で、図書館司書の資格を持ちながら46%の職員が非正規で時給1510円となっていることは問題です。都道府県立図書館の場合、56施設のうち、施設管理の指定管理が8施設ありますが、運営まで指定管理しているのは岩手県のみとなっています。

7施設全体では、正規職員 79人、非正規職員 84人と非正規職員が多数を占めていることは問題です。指定管理者制度の検証と根本的な見直しを求めました。特に全員が非正規職員で占められている産業文化センターの指定管理者の指定に反対しました。

10、パレスチナ自治区ガザ地区における人道的危機についての知事の見解

12月議会の開会日に、県議会は「パレスチナ自治区ガザ地区における即時かつ持続的な人道的休戦を求める決議」を全会一致で採択しました。

高田県議は一般質問で、パレスチナ自治区ガザ地区における人道的危機と国連決議を知事はどう受け止めているか質問しました。達増知事は、イスラエルによるガザ地区に対する大規模な爆撃や地上侵攻は、子どもと女性を多く含む1万6千人以上の犠牲者が出ており、ガザ地区封鎖による燃料や物資の不足などが引き起こす人道上の危機とあわせて、国際法上も人道上も認められないもの」「今回の軍事行動は、自衛をはるかに逸脱するものであり、直ちに停止すべきものだ」「世界中の国々が力を合わせて、違法な軍事力行使を防ぐためにつくられた国際連合の枠組みを生かした平和外交の努力により、この危機的状況が解決されることを希望する」と述べました。

以上